



長瀬町商工会たより

1月

VOL. 237

発行責任者 野原 武夫
編集責任者 小菅 孝
編集担当者 南 悦子

信頼と魅力ある商工会、町振興発展に 資す 会長 野原武夫

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様にはご家族お揃いでご健勝にて新年を迎えられた事と謹んでお慶び申し上げます。

さて、わが国経済は、昨年末以降、デフレ脱却に向け、着実に地歩を固めつつあるといわれています。金融・財政政策の効果が広く波及し、輸出や個人消費の回復を背景に成長しつつあるといわれており、雇用・賃金や設備投資・物価など回復の兆候が表れつつあるといわれています。しかしながら、地域商工業者には回復の実感の持てない状況が依然として続いているというのが実感であります。

そうした中にありましても確たる信念をもって経営に当たられている会員の皆様への努力には深く敬意を表するものであります。昨年末誕生した新政権により私たち中小企業・小規模事業者にとって効果ある景気対策を強く望むところであります。

新春を迎え、役職員一丸となり、真に会員皆様に信頼される商工会、魅力ある会事業活動をめざしてまいる所存です。今年度当会では、地域資源を活用した特産品「燻製品」販売に取り組んでいます。他、高齢化対策事業、地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」や観光振興事業「花の里事業」等様々な事業を展開しています。

また、昨年8月には中小企業経営力強化支援法が施行されました。金融機関等との連携により中小・小規模企業の経営支援強化を重点事業として取組みを始めております。会員皆様の一層の振興発展に、そして長瀬町活性化に尚一層邁進する所存です。

皆様方にとりましてこの一年が実り多い年であります様、衷心よりお祈りいたしまして年頭の挨拶といたします。



記帳機械化システムご案内

平成26年1月からは白色申告者にも記帳の義務化が始まります。長瀬町商工会では税務面でお困りの方に相談・指導を行っております。

またご希望の方には日々のらくらく記帳、1ヶ月分をまとめて提出するだけの簡単な記帳で豊富なデータをお手元へとお届けする、記帳機械化システム事業をたくさんの事業所様にご利用いただいております。お気軽にご相談下さい。

※平成26年1月から記帳・帳簿の保存が義務化されます(対象は事業・不動産又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です)※所得税の申告が必要のない方も対象です)平成23年度税制改正平成26年施行

(記事担当 南 悦子)